

5. 岩座神地区所蔵の地籍図史料

上杉 和央

はじめに

岩座神地区が所蔵する文書群のなかには、地籍図史料が綴じられた図帳が一冊含まれている。表1のように、「凡例」「方位及間数」「多神村丙全図」および6字の字限図が綴じられたものだが、表紙はなく、年紀を含めた作製に関する文字の情報はない。各字限図はセロファンテープを利用した修正痕があり、その部分は紙の劣化がみられる点、また折り皺が強い点など、保存状態はきわめて良好というわけではないが、地図内に大きな欠損はない。

一見して、この史料が明治期に作製された地籍図の系統に属することは明らかだが、地籍図は数回の事業のなかで作製されたことが知られ、地域ごとにその実施年代も少しずつ異なる。本史料は岩座神地区の棚田景観の歴史の変遷を探る上で有益なことは間違いなく、そのためにも本史料の作製年代の検討が重要となる。そこで、本史料に記載された内容の特徴を確認し、作製年代を絞り込む作業をおこなった。本章はその成果報告である。

表1 岩座神地区所蔵の地籍図史料の構成

ページ	標題	記載の特徴
1オ	凡例	「全図ハ字限図ヲ十分一〔※6000分1〕ニ縮」「字限図ハ実地一間ヲ以テ曲尺一分〔※600分1〕ニ縮」 種目について色・印で区別。色は配合指示あり。
2オ	方位及間数	1～48番まで「壱番 卯十分 五拾八間」など。
3オ	多神村丙全図	字界・字名・地番（林地も）。村界は廻り検地方式の丈量値あり。標点が1～48まで記載される。
4オ	廿三番 字藤之迎	廿三番の「三」は修正痕あり。字界は廻り検地方式の丈量値の記載あり。ただし標点なし。一筆内に田と畔の記載があり、畔の地番は分筆で対応。田地のみ数字で地番標記や土地利用変更の内容が加筆、および宅地に名前が加筆（鉛筆か）。
5オ	廿四番 字九郎右エ門田	廿四番の「四」は修正痕あり。その他、藤之迎と同じ。ただし、地番の更なる加筆（薄くなったためペンで再加筆？）が確認でき、使用形跡がみられる。
6オ	廿五番 字竹之本	廿五番の「五」は修正痕あり。その他、九郎右エ門田と同じ。
7オ	廿六番 字森垣内	廿六番の「六」は修正痕あり。その他、藤之迎と同じ。
8オ	廿七番 字竹之華	廿七番の「七」は修正痕あり。その他、九郎右エ門田と同じ。
9オ	廿八番 字クゴ	廿八番の「八」は修正痕あり。その他、藤之迎と同じ。

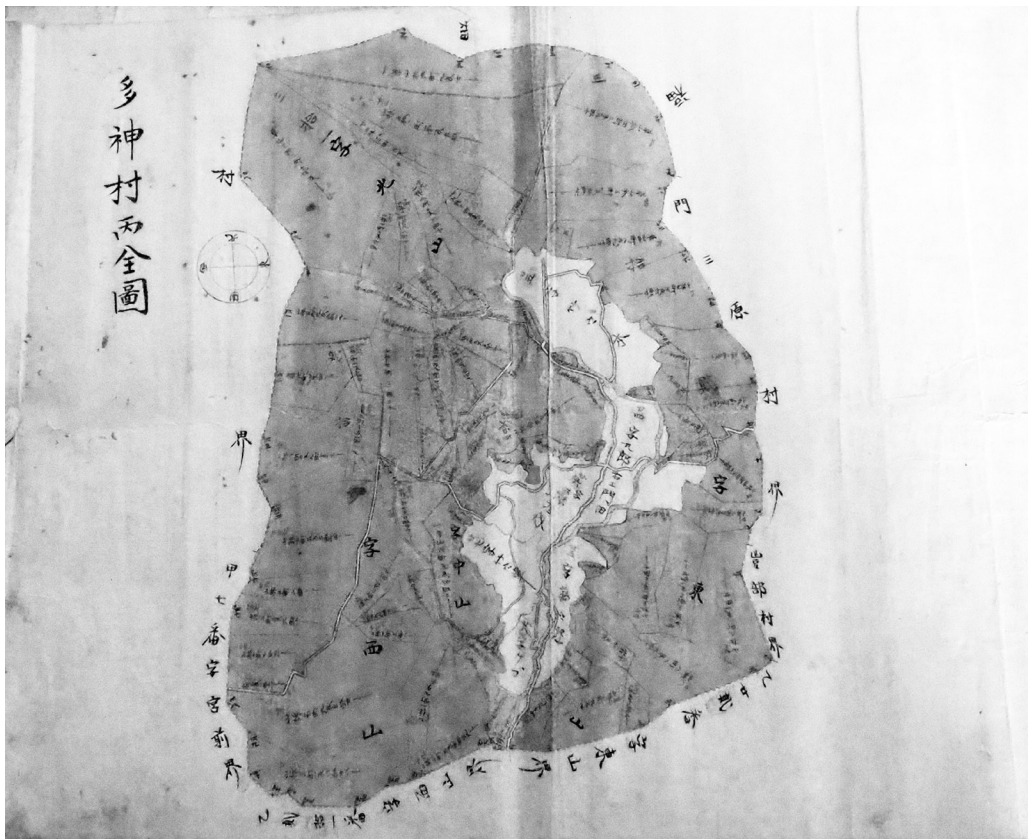


図1 多神村丙全圖（岩座神地区所蔵）

1. 多神村期の地籍図編さん事業

作製時期を推定する上で、全体図の「多神村丙全圖」（図1）は、いくつかの情報を提供してくれる。まず、「多神村」とあることから、明治8年（1875）以降、明治22年4月1日以前に絞ることができる。また、隣接村名の記載の中に「福畑村」「豊部村」「門三原村」とあり、門三原村の成立が明治13年であることから、明治13～22年の間とみてよい。

この間に含まれる地籍調査事業についてみれば、明治6年から同14年頃にかけては地租改正事業が、明治18年以降同21年頃にかけては地押調査事業がなされていた。これらは大蔵省の管轄による事業だが、その一方で、この時期には内務省によって地籍編製事業も進められ、その中で地籍図の作製もみられた。内務省の事業は、民有地のみならず官有地を含めた調査で、地種の整理や接続町村の境界を目的としたものであり、大蔵省の事業とは趣旨が異なっていた。ただし、両者が同一時期に実施されていたこともあり、府県によっては一方が他方を援用したり、両者を合わせて実施したりと、異なる対応をとっていたことが知られる（島津2008）。そのため、一口に「地籍図」と言っても、実は多様であり、史料の性格を知るうえで、どの時期のどの事業によるものであるのかを特定することが重要となる。

墓 地	宅 地	沼	畦 畔	畑	田	山 林	草 山	芝 地	竹 藪	水	寺 院 境 内 地	林	木 造 家 屋	神 社 境 内 地	種 目	色	種 目	印

第一 全圖ハ字限圖ヲ十分一
第二 字限圖ハ實地ニ間ヲ以テ曲尺一分
第三 左ノ各色各印ヲ以テ各地ノ各種ヲ區別ス

但十間ヲ以テ曲尺一分ニ縮
トス即六十分ノナリニ縮
即六十分ニ縮

凡例

図2 地籍図の凡例部分（岩座神地区所蔵）

2. 表現内容の特徴

こうした状況をふまえ、本史料に表現された内容を確認していくと、次のような特徴を見出すことができた。

- A：凡例（図2）のうち、塗色により表現されるのは、「神社境内地」（洋紅）、「木造家屋」（墨）、「林」（五黄・五藍）、「寺院境内地」（一赭・十墨〔ママ〕）、「水」（藍）、「竹藪」（二黄・八藍）、「芝地」（三黄・七藍）、「草生地」（一黄・九藍）、「草山」（一黄・九藍）、「山林」（一黄・九藍）、「田」（赭石）、「畑」（四黄・六藍）、「畦畔」（黄）、「沼」（三黄・八藍〔ママ〕）、「宅地」（※色指示なし）、「墓地」（※色指示なし）の16項目である。色の配合指示が見えるが、草生地・草山・山林はいずれも同じ配合比率となっている。ただし、凡例にみえる色合いは異なっており、配合以外で違いを表現しようとしていたようである。なお、一部、配合割合に不明なものがある。
- B：凡例のうち、地図記号により表現されるのは、「石垣」「土橋」「道路」「堤塘」「村界」「字界」「筆界」「方位界」の8項目である。
- C：村限図「多神村丙全図」は、多神村全体ではなく、岩座神地区（近世の岩座神村の範囲）だけを抜き出して作られている。凡例によれば、この図は字限図をもとに6,000分1に調製され

ている。方位記号は二重の円と十字で四方位を示すものである。

- D：「多神村丙全図」の村界は、屈曲点に1から48の番号が付される。これは「方位及間数」に対応していると思われ、廻り検地方式で周囲を測量した結果が表現されている。
- E：「多神村丙全図」の村界の外側には、「福畑村界」「門三原村界」「豊部村界」「乙廿貳番字東山界」「乙貳拾一番字西山界」「甲七番字宮前界」という記載がある。甲・乙は多神村を細分したものとされる。
- F：「多神村丙全図」には宅地・農地のある6つの字のほか、「字東山」「字北山」「字中山」「字西山」がある。これら4字については地筆区分され、字ごとに地番がふられる。いずれも地目は山林である。これら4字については字限図の掲載がない。
- G：「廿三番 字藤之迎」以降は、いわゆる字限図である。字の周囲の屈曲点ごとに方位と距離が示されており、廻り検地方式で実測され、その結果に従って字の平面形状が示される。ただし、小さな屈曲については飛ばしており、概形を理解するための測量であったと思われる。
- H：字限図では、地筆ごとに地目と反別が記される。また、字ごとに1から順番に地番が朱で記載されているが、その対象はすべての地筆である。すなわち田・畑・宅地のみならず、竹藪・草生地・林・里道・川・溝など、あらゆる地筆に面積とともに地番が付されている。
- I：字限図内の田と畑の地筆については、畔の反別が地筆ごとに計上され、それらについて同地の枝番で地番記載がある。なお、凡例に従い、畦畔は黄色で示されているようであるが、退色もあって明瞭というわけではない。
- J：字限図内の宅地の地筆については、薄い墨色で塗られた四角い記号がある。凡例に従うと、木造家屋を表現しているとみてよい。ただし、記号化しており、建物の平面形状を示すものではない。

3. 作製時期の絞り込み

近畿地方の地籍図（旧公図）に関する分析をおこなっている古関・江本・高橋（2019）の成果に依拠しつつ、これらの特徴を兵庫県（当時）で作製された地籍図に照らしていくと、本史料は、内務省によって進められた地籍編製事業において作製された地籍編製地籍図の系統に属する地図である可能性がきわめて高いと判断される。

古関・江本・高橋（2019）には、兵庫県が明治9年12月13日に伝達した「地籍編製心得書」に提示される地籍編製地籍図の凡例、村限図、字限図のひな型の図版が示されている。本史料の記載表現は、このひな形に沿ったものとなっており、A～J についての特徴も大筋において適合的である。

たとえば、凡例のひな形には「官舎」「石造家屋」「名所旧跡」「公園」などみえるが、これらは本史料にはない。しかし、岩座神地区にはこうした地物がなかったために凡例から省かれたとすれば、問題ない。また、そうしてみると、本史料には他の構造の家屋がまったくないまま「木造家屋」のみが登場する奇妙さも、理解可能となる。

一方で、村限図のひな型は、あくまでも「何村全図」となっているのに対し、本史料は多神村を甲乙丙と分けただの丙のみが記されたものとなっており、村の領域すべてが表現されたものとなっていない点は、大きな違いである。また、接続村の戸長の署名押印がない点、接続村の集落の位置が描かれていない点も、ひな形とは異なる部分として挙げられる。戸長の署名押印がないことから、この史料はあくまでも地区内の控えであったことが判明する。そのため、本来は多神村全体の村限図があり、その部分図としての丙図およびその内部の字限図のみを抽出して地区内の控え史料とした可能性が高いのではないだろうか。もし、この推測が正しいとするならば、村での控えの有無にかかわらず、村より下位の単位(「丙」)で控えを保存しようとした——そして実際に現在まで保管されてきた——わけであるから、多神村に合併後も近世村の領域的なまとまりが意識されていたことも、うかがうことができる。

古関・江本・高橋(2019)によれば、兵庫県の地籍編製地籍図は、明治12年頃から確認でき、明治15年頃までに集中し、明治19年には確認できなくなるという。この期間は、冒頭に記した記載される村の存立期間のなかに含まれる。よって、明治15年を中心とした明治13～19年頃に作製された地籍編製地籍図系統の史料として、位置づけておきたい。

おわりに

岩座神地区の地籍図史料は、明治13～19年、とりわけ明治15年前後に作製された可能性が高く、明治期においても比較的早い段階の岩座神の様相を知ることのできる史料であると評価できる。

なお、岩座神の棚田石積み調査との関係でいえば、本史料には「石垣」の凡例があり、注目される。しかし、字限図で「石垣」の凡例がみられるのは、ごくわずかにすぎず、しかも里道と田との間といった部分に限られる。田と田の間はあくまで「畦畔」の位置づけであったことがわかり、畦畔の形状や構造については残念ながら分からない。また、特徴のIに記したように、畦畔の凡例に従って、畦畔に該当する部分の地筆界は黄色で上塗りされているが、残念ながら退色もあって、すべてを読み取ることは難しい。しかし、明治15年前後において、岩座神地区には今と大きく変わらない棚田状の水田が広がっていたことは、本史料より明白であり、岩座神の棚田を知る上でも本史料の価値は十分に高いと言える。

参考文献

- 古関大樹・江本敏彦・高橋順治(2019)『近畿地方の旧公図の成り立ちに関する調査研究』日本土地家屋調査士会連合会研究所
- 島津俊之(2008)『明治前期地籍編製事業の起源・展開・地域的差異』(平成17～18年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書)

編集後記

歴史学科2年次の学生を対象に「文化遺産学フィールド実習」の授業を設け、長年にわたって基礎的な調査を実践する場として活用してきた。これまで、数多くの市町でお世話になり、夏休みを中心にフィールドワークをおこない、そのそれぞれの取り組みについては、その後の調査などを経て、単発で報告などにとりまとめてきた。今回、兵庫県多可郡多可町で分野横断的な調査をおこなうことができ、また科研のテーマである山寺研究を裨益する研究成果がまとまったため、本書を編むことになった。多大なご援助をいただいたみなさまに改めて謝意を表したい。(ひ)

表紙・裏表紙写真

上左：五霊神社の調査風景（菱田哲郎撮影）

上中：旧神光寺跡の調査風景（菱田哲郎撮影）

上右：岩座神地区文書の調査風景（東昇撮影）

下：岩座神地区の棚田景観（安平勝利撮影）

裏表紙：神光寺仁王門と千ヶ峰（岸泰子撮影）



京都府立大学文化遺産叢書 第29集

播磨神光寺と岩座神地区の文化遺産

編集 菱田 哲郎（京都府立大学文学部教授）
岸 泰子（京都府立大学文学部准教授）
発行 京都府立大学文学部歴史学科
〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5
発行日 2024年3月29日
印刷 株式会社 北斗プリント社
〒606-8540 京都市左京区下鴨高木町 38-2